

令和 8 年度の与党税制改正大綱（令和 7 年 12 月 19 日決定）のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1. 個人住民税

個人住民税の控除等

- 給与所得控除の最低保障額を74万円（現行:65万円）に引き上げる。
※ 令和 9 年度分の個人住民税から適用（引上げ額 9 万円のうち、5 万円は 2 年間の時限措置）
- ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げる。
※ 令和10年度分の個人住民税から適用

- 個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。

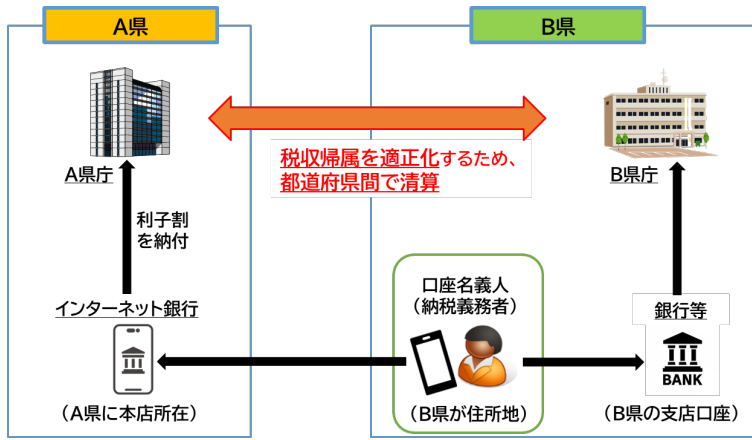
<非課税ライン(単身者の場合)>

	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	74万円
計	110万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

道府県民税利子割に係る清算制度の導入

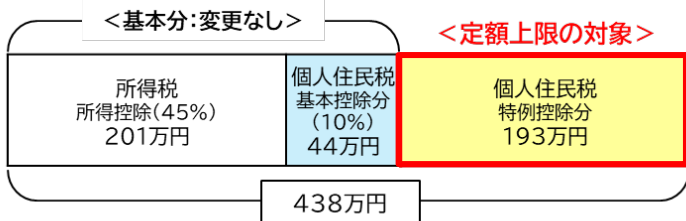
- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入
※ 1 利子割税収（清算後）の 6 割は都道府県が市区町村に交付
※ 2 令和 8 年度分の利子割から適用



ふるさと納税制度の見直し

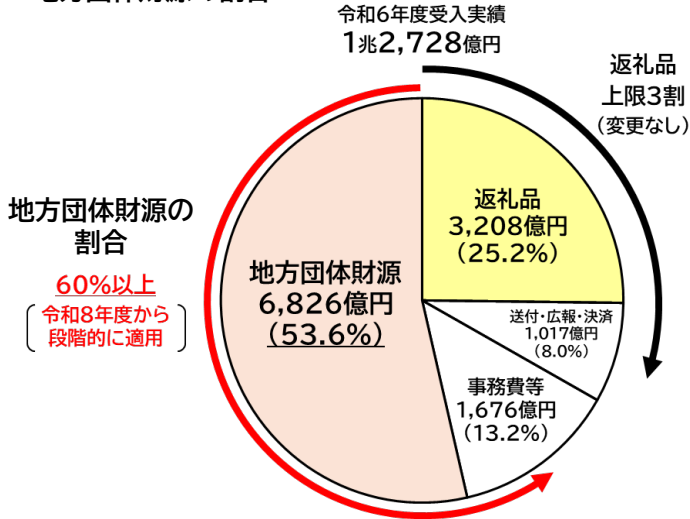
- 特例控除額について、193万円（給与収入 1 億円相当）（※ 1）を上限として新たに設定
※ 1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）
※ 2 令和 9 年寄附分から適用
- 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を 60%以上と設定(※ 3)するとともに、用途を公表
※ 3 令和 8 年指定から段階的に適用（R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%）
- 指定取消期間を 3 年以内（現行：2 年）とするとともに、最大 5 年前（現行：最大 2 年前）の違反事案について取消対象とする
※ 4 令和 8 年 4 月 1 日から施行（一部、同年 10 月 1 日施行）

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

地方団体財源の割合



2. 自動車関係諸税

環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 7 年度末をもって環境性能割を廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当
※令和 7 年度税収（地財ベース）：1,889 億円（うち都道府県分：890 億円、市町村分：999 億円）

自動車税及び軽自動車税のあり方

- 令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。
- 電気自動車（EV・FCV）の乗用車に最低税率（自家用：25,000円）を一律に適用する自動車税の取扱いを見直し、電気自動車の乗用車に対して「車両重量」に応じた課税方式を導入
※ 具体的な税率等は上記の検討と併せて令和 9 年度税制改正で決定し、令和10年度以後の新車から導入

軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和 8 年 4 月 1 日に廃止
- 当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応

3. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

< 外形対象法人に係る課税方式 >

付加価値割 税率1.2%	所得割 税率 1.0 %	(国税) 特別法人 事業税 所得割の 税率2.6% 相当
資本割 税率0.5%		

- 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。
※ 特別区における固定資産税は東京都が課税し、その税収の56%は都区財政調整制度により特別区に交付されている。

4. 主な税負担軽減措置

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税・法人事業税）
法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずる。
- 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を5年延長
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）
対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1／3）を市町村の判断により1／2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長
- 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長
- 令和6年能登半島地震に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）
現行の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長
- 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設（不動産取得税）
重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する不動産について、課税標準を価格の1／2とする特例措置を創設

5. その他

物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

- 物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げる。

納税証明書等のデジタル化

- 納税証明書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

屋外分煙施設等の整備の促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。